



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年1月19日金曜日 第2942号

◇ 目 次 ◇ 告 示

知事指定薬物の指定の失効.....	(薬務衛生課).....	27
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	(経営支援課).....	27
土地改良事業の工事の完了.....	(農地整備課).....	28
肥料の登録.....	(農産園芸課).....	28
公共測量の終了の通知.....	(道路維持課).....	28
宅地建物取引業者の業務の停止.....	(建築住宅課).....	28
瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....	(東予地方局四国中央保健所).....	28
道路の区域変更(県道川之江大豊線).....	(東予地方局四国中央土木事務所).....	28
開発行為に関する工事の完了.....	(中予地方局建築指導課).....	29
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	(南予地方局地域福祉課).....	29
建設業者の許可の取消し.....	(南予地方局管理課).....	29
道路の供用開始(県道舟間伊予吉田停車場線).....	(").....	29

告 示

○愛媛県告示第60号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年愛媛県条例第53号)第12条第1項の規定により、次のとおり同条例第11条第1項の規定による指定が効力を失った。

平成30年1月19日

愛媛県知事 中村時広

1 指定が失効する知事指定薬物の名称

- (1) アダマンタン-1-イル=1-ベンチル-1H-インダゾール-3-カルボキシラート(通称名ACBL(N)-018)及びその塩類
- (2) 1-(4-エチルフェニル)-N-(2-メトキシベンジル)

プロパン-2-アミン(通称名4-EA-NBOMe)及びその塩類

- (3) 2-[(4-ブロモ-2,5-ジメトキシフェネチルアミノ)メチル]フェノール(通称名25B-NBOH、2C-B-NBOH、NBOH-2C-B)及びその塩類
- (4) 前各号に掲げる物を含有する物

2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物に至ったため。

3 失効の日

平成29年12月29日

○愛媛県告示第61号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成30年1月19日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日 年月日	届出の日 年月日
ワールドプラザ	今治市東村甲745番地外	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社セブンスターほか17者	マックスバリュ西日本株式会社ほか13者	平成29年10月1日ほか	平成30年1月10日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第62号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

平成30年 1月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用排水施設整備事業	高蒲地区 (東温市)	平成29年10月31日

○愛媛県告示第63号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定に基づき、次のとおり肥料の登録をした。

平成30年 1月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成30年1月10日	愛媛県第1294号	魚廃物加工肥料	魚廃物加工肥料2号	窒素全量 5.0 りん酸全量 3.0	含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとお	有限会社上田産業 八幡浜市八代664番地4

○愛媛県告示第64号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、新居浜市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年 1月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点）
- 2 作業期間 平成29年9月20日から
12月19日まで
- 3 作業地域 新居浜市八幡二丁目

○愛媛県告示第65号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定

○愛媛県告示第67号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 1月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

に基づき、平成30年1月26日から2月1日まで次の者に係る宅地建物取引業務の全部の停止を命じた。

平成30年 1月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

商号又は名称	代表者氏名又は氏名	主たる事務所の所在地	免許証番号
株式会社三福テナントインフォリンク	土 井 晴 彦	松山市中村二丁目1番3号	愛媛県知事(1)第5330号

○愛媛県告示第66号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県四国中央保健所及び四国中央市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成30年 1月19日

愛媛県四国中央保健所長 早 田 亮

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
リンテック株式会社
東京都板橋区本町23番23号
代表取締役社長 西尾 弘之
- 2 事業場の名称及び所在地
リンテック株式会社三島工場
四国中央市三島紙屋町2番46号
- 3 特定施設の種類の
水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第23号イ、チ及び第64の2号ロ
- 4 変更しようとする事項の内容
排水水の汚染状態及び量の変更
- 5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量
総排水口（工場排水）
変更なし
備考 この他に、雨水排水口が13箇所（今回2箇所新設する。）ある。

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	川之江大豊線	四国中央市新宮町馬立5066番地先から 同町馬立5066番地先まで	旧	メートル 5.0～8.8	キロメートル 0.109	
			新	5.0～17.5	0.109	
"	"	四国中央市新宮町馬立5415番地先から 同町馬立5415番地先まで	旧	6.4～35.2	0.060	
			新	9.0～35.8	0.060	
"	"	四国中央市新宮町馬立5448番地先から 同町馬立5448番地先まで	旧	7.1～9.4	0.098	
			新	8.3～14.0	0.098	

○愛媛県告示第68号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成30年 1月19日

愛媛県中予地方局長 福井 琴樹

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
29中局建（開）第35号 平成30年 1月10日	伊予市尾崎字宮下168番10	松山市東垣生町527番地 4 アブローズ・N202号 高木 秀 泰

○愛媛県告示第69号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成30年 1月19日

愛媛県南予地方局長 佐伯 登志男

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉 サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810700355	一般社団法人夢ノ杜福祉会	愛媛県大洲市平野町野田1514番地	新井 真千安	生活介護	チャレンジド・ラボ アクティブア大洲	愛媛県大洲市中村246番地1	平成30年 1月1日
3810700363	株式会社夢・たまご	愛媛県大洲市平野町野田乙961番地1	新井 真千安	就労継続支援 B型	夢たまごランチ	愛媛県大洲市東大洲783番地2	平成30年 1月1日

○愛媛県告示第70号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成30年 1月19日

愛媛県知事 中村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年月日	取 り 消 し た 建設業の種類	取消しの原因 となった事実
（般 - 28）第8870号	平成28年 9月17日	川内建設(有)	川内 憲二	八幡浜市八代字ヒトカシ 173-22	平成29年 12月6日	土木工事業	建設業の廃止
（般 - 28）第6147号	平成29年 1月12日	西田建設(有)	西田 賢三	宇和島市津島町近家甲15 9-10	平成29年 12月15日	建築工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第71号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 1月19日

愛媛県知事 中村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	舟間伊予吉田停車場線	宇和島市吉田町南君立目2042番3地先から 同町南君立目2077番3地先まで	平成30年 1月19日